

八戸市プラスチック資源中間処理業務委託 事業者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年 10 月

八 戸 市

目 次

1	趣旨・目的	1
2	業務の概要	1
3	協定書の締結	1
4	委託契約及び委託料	2
5	参加資格・要件等	2
6	スケジュール	5
7	実施要領等の配付	5
8	質問書の受付と回答	6
9	企画提案書等の提出	6
10	審査会（事業者選定）と結果通知	10
11	その他留意事項	11
12	担当部署（提出先・問合せ先）	12

添 付 資 料

- 1 八戸市プラスチック資源中間処理業務特記仕様書
- 2 八戸市プラスチック資源中間処理業務事業者選定プロポーザル様式集
- 3 八戸市プラスチック資源中間処理業務事業者選定プロポーザル評価基準

1 趣旨・目的

本実施要領は、本市の一般家庭から排出され、市が収集した容器包装プラスチック及び製品プラスチック（以下、「プラスチック資源」という。）を中間処理（選別・異物除去・圧縮・梱包・保管等）し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「容リ協」という。）に引き渡す業務を委託するに当たり、市内に所有する施設において円滑かつ確実に中間処理を行う事業者（優先交渉権者）を公募型プロポーザル方式によって選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

（１）実施者（委託者）

八戸市（市民環境部 環境政策課）

（２）業務名

八戸市プラスチック資源中間処理業務委託（以下、「本業務」という。）

（３）業務内容

本市の一般家庭から排出され、収集運搬により中間処理施設に搬入されたプラスチック資源について、容リ協が示す品質基準や引き取り品質ガイドライン等に適合した中間処理（選別・異物除去・圧縮・梱包・保管等）を円滑かつ確実に実施し、そこで得られた「分別基準適合物（分別収集物）」を容リ協が指定する再商品化事業者に引き渡す業務。本業務の詳細内容は特記仕様書のとおりとする。

（４）履行期間

施設整備等期限：令和１１年８月３１日まで

本業務委託期間：令和１２年４月１日から令和２７年３月３１日まで（１５年間）

3 協定書の締結

（１）市は、本プロポーザル手続きにより選定された優先交渉権者と、以下の事項の全てが整った段階で協定書を締結する。

① 優先交渉権者における施設整備の前提となる許認可の取得等が全て整ったとき。

② 協定内容について交渉し内容を決定の上、市と優先交渉権者の双方が合意できたとき。

③ 上記①及び②を踏まえ、市における必要な予算が議決されたとき。

（２）上記（１）の内容が整わず、協定書の締結に至らない場合、市は優先交渉権者の選定を取り消すことができる。この場合、市は優先交渉権者に対し、書面で通知するものとする。

（３）前項の優先交渉権者が取り消しとなった場合、市は、企画提案審査会において、次点となった企画提案者を新たな優先交渉権者として選定し、協定書締結に向けた交渉を行うこととする。

（４）協定書の有効期間は、協定書締結日から本業務に係る委託契約書締結日の前日までとする。

（５）コンソーシアム（共同事業体）を構成し本プロポーザルに参加した者について、市との協定書の締結相手はコンソーシアムの代表法人とする。

4 委託契約及び委託料

- (1) 本プロポーザル手続きにより選定された優先交渉権者は、市内のプラスチック資源を効率的かつ安定的にリサイクルするための体制を構築する目的で、必要な手続きの実施及び許認可の取得等を行うとともに、本業務委託期間の始期から本業務を滞りなく実施できるよう、自己資金等により市内に中間処理施設を整備し業務遂行体制を整えること。
- (2) 市は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により、優先交渉権者と本業務に係る委託契約書を締結する（契約締結時期は令和11年度中を予定）。
- (3) コンソーシアムを構成し本プロポーザルに参加した者について、市との委託契約書の締結相手はコンソーシアムの代表法人とする。
- (4) 委託料の額は、市と優先交渉権者との交渉の上、プラスチック収集量に1 tあたりの処理単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税の額を加えた金額とする。

5 参加資格・要件等

(1) 基本的な参加資格・要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる資格・要件等を全て満たす法人とする。
なお、参加資格・要件等を満たしていることが確認できる資料の提出を市が求める場合があることに留意すること。

施設整備

- ① 施設整備等期限までに、本市内にプラスチック資源の中間処理施設を整備でき、本業務委託期間の始期から本業務を滞りなく実施できる者であること。
- ② 中間処理施設の整備（設置）にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置許可、建築基準法（昭和25年法律第201号）第51条のただし書きに規定する許可、及び関連法令の許可等（※）を取得する必要があるとともに、整備予定地の確保が必須となる。
中間処理施設を整備（設置）する上で必要な許可等を有していること（取得見込みを含む）、及び施設の整備地（整備予定地を含む）等について書面により説明できること。

※ 想定される関連法令の許可等は以下のとおり。

- ・農地法（昭和27年法律第229号） ・道路法（昭和27年法律第180号）
- ・河川法（昭和39年法律第167号） ・文化財保護法（昭和25年法律214号） 他

- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第4条の2の2に掲げる基準に該当する者であること。
- ④ 中間処理施設の整備地（整備予定地を含む）は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 次に掲げる建築基準法第51条の許可基準対象項目に適合すること。

（市建築指導課に事前相談を行った上、企画提案書等提出届（様式2）の提出期限4週間前までに市建築指導課に必要な書類を提出し確認を受けること。）

㊦ 上位計画の位置づけ

㊦ 都市内の一般廃棄物処理施設の配置

- ㉞ 用途地域
- ㉟ 他法令立地規制区域
- ㊱ 当該敷地の周辺建築物からの隔離距離
- ㊲ 接道道路幅員（道路整備状況）
- ㊳ 敷地の規模・形状
- ㊴ 駐車場の確保
- ㊵ 搬出入経路・ルート
- ㊶ 交通量

※既存建築物を利用する場合は、検査済証が交付された建築物であること。

イ 都市計画区域内における準工業地域、工業地域、工業専用地域、又は用途地域の指定のない区域であること。ただし、次のいずれかに該当する区域を除く。

㊱ 八戸市都市計画マスタープランの地域の構想図において、住居系ゾーンと設定されている区域

㊲ 地区計画において、処理施設の用途の制限がある区域

ウ 都市計画に既に決定されている道路、公園その他の都市施設（都市計画法第11条に規定する都市施設に限る。）の区域が含まれていないこと。

エ 自然公園法による自然公園、都市計画法による風致地区等優良な自然環境を保全する必要のある区域及び良好な住宅環境を保全すべき区域が含まれていないこと。

オ 災害危険区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域等、災害防止のために保全を図る必要のある区域が含まれていないこと。

カ その他市長が不相当と認める区域でないこと。

業務実績

- ⑤ プラスチック資源の中間処理、又は処理工程上類似する資源物（ペットボトル、紙製容器包装）の中間処理を、過去5年以内に2年以上完了した実績を有していること。

基本事項

- ⑥ 八戸市請負工事等の競争入札等参加者の資格に関する規則（昭和42年八戸市規則第9号）第2条の規定に基づく申請を行い、入札参加資格の審査を受け認定されていること。

ただし、認定されていない場合は、本プロポーザルにおいてのみ、以下の書類一式（ア～カ）を企画提案書等提出届（様式2）と同時に提出することで参加資格があるものとみなす取扱いとする。

ア 履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 法人印鑑登録証明書

ウ 使用印鑑届（本社・本店で契約行為を行う場合のみ）

エ 委任状（本社・本店で契約行為を行う場合のみ）

オ 直近会計年度の国税（法人税、消費税）、都道府県税（法人県民税、法人事業税）市税（法人市民税、固定資産税）の納税証明書、又は未納がないことの証明書

カ 財務諸表（直近2会計年度の「貸借対照表」「損益計算書」）

- ⑦ 八戸市建設業者等指名停止要領（平成16年6月1日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

- ⑧ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑨ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てがなされていないこと。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画について裁判所の認可決定を受けた者、又は手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をしたものを除く。
- ⑪ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、民事再生法の規定による再生計画について裁判所の認可決定を受けた者、又は手続開始の決定後、市長が入札参加資格審査の再認定をしたものを除く。
- ⑫ 役員等が、八戸市暴力団排除条例（平成23年12月23日条例第48号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等、又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- ⑬ 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等している者ではないこと。
- ⑭ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対し、資金等を供給し又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者ではないこと。
- ⑮ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- ⑯ 役員等が、暴力団、暴力団員又は⑫から⑮に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用する等している者ではないこと。
- ⑰ 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者ではないこと。
- ⑱ 参加申込書類の提出日前6ヶ月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者ではないこと。
- ⑲ 直近事業年度の国税、県税及び市税を滞納していないこと。
- ⑳ 本市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反していない者であること。
- ㉑ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく罰則以上の刑に処せられその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年経過した者であること。同法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しない者であること。
- (2) コンソーシアムでの参加資格・要件等
- 2つ以上の法人がコンソーシアムを構成し本プロポーザルに参加する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ① コンソーシアムの構成法人は、本業務の実施に責任を持つことができる法人をコンソーシアムの代表法人として定め、代表法人はコンソーシアム全体の意思決定及び運営管理等に全ての責任を持つこと。
- ② コンソーシアムの代表法人を本プロポーザルの企画提案書等提出届（様式2）の提出者とする。
- ③ コンソーシアムとして企画提案書等提出届（様式2）を提出した以後、代表法人及び構成法人を変更することはできない。
- ④ コンソーシアムには、名称を付けること。

- ⑤ 「本要領 5（１）基本的な参加資格・要件等」の①～④についてはコンソーシアムの代表法人が、⑤についてはコンソーシアムの構成法人のうち１社以上が、⑥～⑯についてはコンソーシアムを構成する全ての法人が満たしていること。
- ⑥ 本プロポーザルにおいて、法人は複数のコンソーシアムに属することはできない。
- ⑦ 単独法人として本プロポーザルの企画提案書等提出届（様式２）を提出した法人は、コンソーシアムの構成法人として参加することはできない。また、コンソーシアムの構成法人として本プロポーザルに参加済の法人は、単独法人として本プロポーザルに参加することはできない。

6 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは下表のとおりとする。

郵送及び窓口での書類等の提出期限については、土曜日、日曜日、祝日を除く、市が開庁する平日の午前９時から午後５時までとし、時間内に持ち込むこと。

No.	内容	日程
1	実施要領等の公表	令和８年１０月 9 日（金）
2	質問書の受付開始	令和８年１０月１３日（火）
3	質問書の提出期限	令和８年１０月２６日（月）午後５時まで
4	質問に対する回答	令和８年１１月 6 日（金）までに 市ホームページにて公表
5	企画提案書等の提出期限	令和９年 1 月 29 日（金）午後５時必着
6	企画提案審査会（事業者選考会）	令和９年 2 月 17 日（水）
7	審査結果通知	令和９年 3 月 1 日（月）までに 市ホームページにて公表
8	協定書締結に向けた交渉	令和９年 3 月中旬から開始
9	協定書締結	令和９年 8 月 予定

7 実施要領等の配付

実施要領・様式等は、市ホームページに掲載するので必要に応じてダウンロードすること。

<掲載場所>

ひと・産業・文化が輝く北の創造都市 > 組織から探す > 環境政策課 > 入札・契約

https://www.city.hachinohe.aomori.jp/soshikikarasagasu/kankyoseisakuka/nyuusatsu_keiyaku/26854.html

8 質問書の受付と回答

本プロポーザルに関する説明会は開催しない。参加資格関連及び企画提案関連等、本プロポーザルの内容に質問がある場合は次により行うこと。

(1) 質問方法

質問書の受付期間中（10月13日～26日午後5時まで）に、電子メールで質問書（様式1）を提出すること。質問書の提出後は電話により必ず受信確認を行うこと。電子メール以外での質問書の提出は一切受付しない。

電子メールで提出する際のメールの件名は、「【貴法人名】プラスチック資源中間処理業務委託事業者選定プロポーザルに関する質問」とすること。

質問は、資料名や項目の種別を明らかにした上で行うこと。

(2) 質問書の提出先

「12 担当部署」に記載された提出先に提出すること。

(3) 質問書の提出期限

令和8年10月26日（月）午後5時まで

(4) 回答方法

質問書に対する回答は、11月6日（金）までに質問者匿名にて一括して市ホームページで公表する。なお、市ホームページの掲載以外での質問に対する回答は一切行わない。

9 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする法人（以下「参加者」という。）は、企画提案書等提出届（様式2）に次の(4)に掲げる書類を添えて郵送又は直接持込により提出すること。

(1) 提出方法

郵送又は発注者の窓口への直接持込により提出すること。電子メール又はFAX等による提出は受付しない。

① 郵送の場合

提出期限内の必着とし、書留郵便等の配達記録が残る方法での郵送とする。なお、必要があれば到着の有無について電話確認すること。

※封筒表面に「プロポーザル企画提案書等在中」と明記すること。

② 窓口への直接持込の場合

窓口での受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く、市が開庁する平日の午前9時から午後5時までとし、時間内に持ち込むこと。なお、持ち込む際は事前に電話連絡すること。

(2) 提出先

「12 担当部署」に記載された提出先に提出すること。

(3) 提出期限

令和9年1月29日（金）午後5時 **必着**

提出期限までに参加申込書等の必要な書類一式が発注者に到達しなかった場合は、参加者は本プロポーザルに参加できないこととする。

(4) 提出書類

① 企画提案書等提出届（様式2）

② コンソーシアム構成法人に関する調書（様式3）

コンソーシアムを構成し参加しようとする場合のみ提出すること。

コンソーシアムの代表法人が本書を作成し提出すること。

コンソーシアムを構成する全ての法人が記名押印し、本業務を共同で実施する意思がわかる書面（コンソーシアム構成法人間で締結された協定書や覚書等）の写しを提出すること。

③ 企画提案書（様式4）

ア 企画提案の内容は、特記仕様書の内容を踏まえ、審査会当日に行うプレゼンテーションを想定し資料を作成するとともに、以下の項目について留意し、創意工夫のあるものとする。必要に応じて挿絵や図表等を用い、わかりやすく作成すること。

イ 企画提案者は、複数の企画を提案することはできない。

複数の提案を行った場合は、提案内容は無効となるので注意すること。

<企画提案書の記載項目>

提案項目	記載事項
1 全体に関する事項	
業務に対する知見	プラスチックリサイクル実施の必要性、業務に関する理解や知識等について記載すること。
2 業務実績に関する事項	
業務実績	プラスチック資源の中間処理、又は処理工程上類似する資源物（ペットボトル、紙製容器包装）の中間処理を、過去5年以内に2年以上完了した実績について記載すること。【（様式5）により代用可能】
3 施設整備に関する事項	
施設整備	施設整備や稼働準備等、業務実施までのスケジュールについて記載すること。
	整備用地の確保や許認可の取得等、施設整備に関する実現性について記載すること。【（様式6）（様式7）により代用可能】
	施設整備（イニシャルコスト分）に関する資金計画について記載すること。
	施設立地場所（整備用地）の選定理由や利点等について記載すること。
	搬入車両の増加に伴う地域交通への影響に関する防止対策について記載すること。
	騒音、振動、悪臭抑制対策等、施設周辺の環境保全対策について記載すること。
4 業務遂行能力に関する事項	
中間処理能力	中間処理能力（処理に適した設備の導入、貯留・保管スペースの十分な広さの確保等）について記載すること。【（様式8）により代用可能】

提案項目	記載事項
業務稼働計画	年間の搬入見込量や搬入日数を踏まえた業務稼働計画（稼働時間、施設稼働日数、配置人員、設備のメンテナンス時期等）について記載すること。【（様式 9）により代用可能】
	収集車の搬出入を考慮した動線や設備配置について記載すること。【（様式 9）により代用可能】
	作業員等に対する業務教育及び安全教育の実施方針について記載すること。【（様式 9）により代用可能】
容リ協基準に準拠した業務実施体制	容リ協の品質基準や引き取り品質ガイドラインに準拠した実施方法等であることがわかる内容について記載すること。
	容リ協が実施するベール品質調査において、A ランク判定を達成できる能力又は工夫がわかる内容について記載すること。
	リチウム蓄電池等を原因とする火災の防火対策及び火災発生時の対策について記載すること。
	刃物類等の危険物又は不適物、禁忌品の適切な選別（異物除去）体制について記載すること。
	再商品化事業者へのベール引き渡し時の体制やトラブル防止体制について記載すること。
搬入量の増量に関する対応方針	市民の分別協力率の向上に伴い、将来的に搬入見込量が増量となった場合の対応方針について記載すること。【（様式 10）により代用可能】
バックアップ体制	天災、事故、故障等により履行不能となった場合のバックアップ体制について記載すること。
5 その他の事項	
地域貢献	当市における雇用の創出や当市内の企業との連携、市民への普及啓発等、地域貢献に寄与する提案があれば記載すること。
独自提案	施設整備及び運営上等の独自提案について、実現性が高く具体的な提案があれば記載すること。

④ 業務実績調書（様式 5）

プラスチック資源の中間処理、又は処理工程上類似する資源物（ペットボトル、紙製容器包装）の中間処理を、過去 5 年以内に 2 年以上完了した実績を有していることがわかる内容を記述すること。

⑤ 施設整備許認可調書（様式 6）

現有の許可等を一覧にまとめるとともに、その許可証等の写しを提出すること。

今後取得見込みの場合は、それも一覧にまとめるとともに、取得できる可能性について具体的に記述すること。

⑥ 建築基準法第 51 条に関する調書（様式 7）

市建築指導課と行った事前相談の資料を「様式 7」として提出して差し支えない。

⑦ 施設・設備の概要調書（様式 8）

プラスチック資源の中間処理業務の実施にあたり、必要となる施設規模、主要な設備や機械等の仕様を示すこと。

⑧ 業務稼働計画に関する調書（様式 9）

⑨ 搬入量の増量に関する調書（様式 10）

⑩ 提案見積書（様式 11）

ア 市が想定するプラスチック資源の年間搬入見込量 1,700 t 程度の処理に要する経費として、施設整備費及び管理運営費等を総合的に勘案し、見積額として提案すること。

イ 提案見積書には、プラスチック資源の搬入量 1 t あたりの処理単価を、消費税及び地方消費税を含まない金額で記入すること。

⑪ 見積額計算書（様式 12）

⑫ 会社概要調書（様式 13）

概要パンフレットがある場合はそれらも添付すること。

⑬ 履歴事項全部証明書等

申込日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの。

ア 法人登記をしている参加者は、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 個人事業主は、代表者身分証明書

⑭ 法人印鑑登録証明書

申込日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもの。

⑮ 使用印鑑届

本社・本店で契約行為を行う場合のみ提出すること。

⑯ 委任状

本社・本店で契約行為を行う場合のみ提出すること。

⑰ 納税証明書

申込日から起算して 3 ヶ月以内に発行されたもので、最新の内容のもの。

課税があるもののみ提出すること。

市内に本社又は営業所のない参加者は、国税納税証明書のみ提出すること。

ア 市税納税証明書

㊦ 法人登記をしている参加者は、法人市民税納税証明書

㊧ 個人事業主は、市県民税納税証明書

イ 固定資産税納税証明書

ウ 国税納税証明書

⑱ 財務諸表

直近 2 会計年度の「貸借対照表」「損益計算書」。

＜コンソーシアムでの参加する場合の提出書類＞

提出書類の①～③、⑤～⑪については、コンソーシアムの代表法人が、提出書類の④については、コンソーシアムの構成法人のうち実績を有する全ての法人が、提出書類の⑫～⑱については、コンソーシアムを構成する全ての法人が提出すること。

(5) 提出部数

8部（正本1部、副本7部）及び提出書類のPDFデータを格納したCD-R又はDVD-R1部

(6) 提出書類に関する留意事項

- ① 指定があるものは指定様式を使用し、指定がないものは任意様式で構わない。
ただし、指定様式であっても代用可能としている様式もあるため、適宜対応すること。
- ② 提出書類は、全てA4判縦、横書き、片面印刷、左綴じ、文字サイズは11ポイント以上とすること。印刷はモノクロ・カラーを問わない。
- ③ 図面・図表等については、必要に応じA3判で折り込み可とし、文字サイズは11ポイント以上でなくても差し支えない。
- ④ 各ページの下にページ番号を振ること。
- ⑤ 提出書類は、提出書類①～⑱までの順番どおりにA4サイズのファイルに綴じ、必要に応じインデックスを貼付すること。
- ⑥ 提出書類の訂正、追記、差し替え、再提出、追加提出、返却は一切認めない。
- ⑦ 郵便及び電子メール等の通信事故について、市は一切の責任を負わない。

(7) 企画提案審査会への参加辞退

企画提案書等提出届（様式2）提出後、参加者のやむを得ない事情により企画提案審査会への参加を辞退する場合は、参加者は令和9年2月12日（金）午後5時までに参加辞退届（様式14）を「12の担当部署」へ提出すること。参加辞退届（様式14）は電子メールにより速やかに提出の上、追って社印及び代表者印が捺印された正本を提出すること。

10 審査会（事業者選定）と結果通知

(1) プロポーザル等審査委員会

市は、学識経験者等及び市職員で構成されるプロポーザル等審査委員会（以下、「委員会という。」）を組織する。委員会は企画提案審査会を開催し、企画提案者の中から市との優先交渉権者の選定を行う。なお、天災等不測の事態が発生した場合には、委員会は企画提案審査会の開催日等を変更する場合がある。この場合、企画提案者に対し市が別途通知する。

(2) 審査委員

プロポーザル等審査委員会に属する委員が審査委員として優先交渉権者の選定にあたる。

(3) 企画提案審査会の開催

企画提案審査会の開催日と会場は、以下のとおり。

- ① 開催日：令和9年2月17日（水）
- ② 会場：市が指定する場所

企画提案者が1者のみの場合であっても、企画提案審査会を開催するものとする。

企画提案審査会の内容は非公開とし、審査の過程及び審査内容に関しての問合せには一切応じないものとする。

(4) 企画提案者のプレゼンテーション

企画提案審査会において、企画提案者は、市に提出した企画提案書に基づき、口頭でプレゼンテーションを行うこととする。プレゼンテーションにあたり、パソコン等機材の使用は自由とする。

- ① プレゼンテーションの準備時間として、各企画提案者のプレゼンテーション前に10分間を設ける。
 - ② 企画提案者が行うプレゼンテーションの実施時間は、35分以内（プレゼンテーション25分以内、質疑応答10分以内）とする。ただし、企画提案者数の状況を考慮し、この実施時間等を変更する場合がある。この場合、企画提案者に対し市が別途通知する。
 - ③ プレゼンテーションに参加できる人数は、パソコン等機材操作者を含み3人以内とする。
 - ④ プレゼンテーションにパソコン等機材を使用する場合、それら機材は企画提案者が自ら準備すること。市は、プロジェクター及びスクリーンを会場に準備しておくので、適宜利用して差し支えない。
 - ⑤ 企画提案者は、複数の企画を提案することはできない。
 - ⑥ 企画提案者は、プレゼンテーションの中で企画提案に係る追加資料の提出・提示・配付を行ってはならない。
 - ⑦ 企画提案者は、会場への入退室について、市の指示に従うこと。
- (5) 審査委員による評価
- 審査委員は、企画提案者が提出した書類の内容及び審査会当日のプレゼンテーションの内容（質疑応答で得られた内容を含む）について、評価基準に基づき厳正な審査を行う。
- なお、企画提案者がプレゼンテーションを実施しない場合は、提出書類の内容についてのみ、評価基準に基づき厳正な審査を行う。
- (6) 優先交渉権者、次点交渉権者の選定方法
- 評価基準に基づく審査の結果、企画提案者の業務能力等項目の評価点が業務能力等項目の満点（370点）の6割（222点）を超えており、かつ企画提案者の最終的な評価点が最も大きかった企画提案者を市との優先交渉権者として選定する。また、企画提案者の業務能力等項目の評価点が業務能力等項目の満点（370点）の6割（222点）を超えており、かつ評価点が次点で大きかった企画提案者を市との次点交渉権者として選定する。仮に、評価点が同点となった場合は審査委員による協議の上、優先交渉権者・次点交渉権者を選定することとする。
- なお、全ての企画提案者の業務能力等項目の評価点が業務能力等項目の満点（370点）の6割（222点）を下回った場合には、優先交渉権者を選定しないこととする。
- (7) 審査結果通知
- 企画提案審査会における審査結果については、審査結果通知書（様式15）により、電子メールで各企画提案者に通知する。また、市との優先交渉権者以外の法人名を除いた上で、各企画提案者の評価点を市ホームページで公表する。なお、選定過程及び選定結果に関する問合せ、異議申立て等には一切応じないものとする。

1.1 その他の留意事項

- (1) 手続き及び事業において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルの参加者は、本実施要領等を熟読し、それらを遵守すること。
- (3) 本プロポーザルの参加に要する一切の費用及び企画提案に要する一切の費用は、すべて参加者（企画提案者）の負担とする。

- (4) 企画提案書の著作権は参加者（企画提案者）に帰属する。ただし、本プロポーザルの手続きにより優先交渉権者として選定された法人が了解した場合は、市は本プロポーザルに関する報告の目的に限り、利用できるものとする。
- (5) 提出された書類等は、八戸市情報公開条例（平成 14 年八戸市条例第 6 号）に基づく情報公開請求の対象となる。
- (6) 提出された書類等は、優先交渉権者の選定等のほか、前号により情報公開する際に、写しを作成して使用することができるものとする。
- (7) 参加資格・要件等を満たし本プロポーザルに参加した者が、次に掲げるいずれかに該当した場合は直ちに参加資格を失うものとする。参加資格を失った場合は、企画提案できる資格についても直ちに失うとともに、優先交渉権者、次点交渉権者の選定が取り消される可能性があることに留意すること。
- ① 本プロポーザルにおける参加資格・要件を有することを証する提出書類に虚偽の記載が判明した場合
 - ② 本プロポーザルにおける参加資格・要件等を満たせなくなった、又は適合しない参加者と認められた場合
 - ③ 他の参加者の参加を妨害する等、手続きの遂行に支障をきたす行為があった場合
 - ④ 本プロポーザルの期間中、選定委員、本プロポーザル関係者に直接・間接を問わず連絡を行ったもしくは求めた等、不正な接触の事実が認められた場合
 - ⑤ プレゼンテーションを実施しない等、公正な選考を阻害する行為があった場合
 - ⑥ 提出期限までに所定の書類を提出しない場合
 - ⑦ その他、市との信頼関係を損なう不誠実な行為があった場合

1 2 担当部署（提出先・問合せ先）

八戸市 市民環境部 環境政策課 担当：曾我

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目 1 番 1 号

TEL：0178-43-9362（直通）

E-Mail：kankyosei@city.hachinohe.aomori.jp